

日本の農村工業化制度における産業別雇用吸収力： 企業レベル個票データを用いた実証分析

倉田正充*

概要

日本の「地方創生」に向けた様々な政策の中で、特に重要となるのが地方経済における雇用創出である。本研究は、1971年に施行され日本の農村工業化を支えてきた農村地域工業等導入促進法（農工法）に着目し、同制度を利用する企業の雇用者数がどのような要因と関連していたかを2014年における全国の企業レベル・データを用いて分析した。特に、農工法が2017年に改訂され支援対象業種を拡大したことを踏まえて、業種別の雇用吸収力の違いに焦点を当てた。分析の結果、農工制度において雇用吸収力の高い業種は電子部品・デバイス、情報通信機械器具、精密機械器具、輸送用機械器具、電気機械器具の製造業であった。これらの業種に比べると、道路貨物運送業や卸売・小売業などの非製造業の雇用者数は相対的に低いことが確認された。

キーワード：農村地域工業等導入促進法、農工制度、農村工業化、地方創生

I はじめに

現代の日本経済が抱える大きな課題のひとつに、地域経済の衰退が挙げられる。例えば民間有識者で構成される日本創成会議は2014年、全国市町村の約半数は2040年までに20～39歳の女性人口が半減する「消滅可能性都市」に該当すると試算を発表し大きな議論を呼んだ（日本創成会議、2014年）。これに対して政府は、同年に地方創生担当大臣および内閣府地方創生推進室を設置し、これまで地域再生制度の下で各自治体による再生計画を認定するなどの支援を行ってきた。

より最近では、2017年6月に「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」（内閣府、2017年）が閣議決定され、「地方創生」¹⁾に向けた様々な具体策が検討されている。同方針では、具体的な施策の推進の第一項目として「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」ことを掲げており、地方経済における雇用創出の重要性が強調されている。その内容は地域資源や遊休資産（空き店舗、遊休農地など）の活用、地域未来投資、シェアリングエコノミーの導入など多岐にわたるが、全体的に農林水産業とサービス業に関する記述が多く、工業（製造業）についてはIoTを活用したものづくり等を除いて明確な方針は示されていない。

他方で長期的な観点から見れば、戦後日本の地方経済の活性化において大きな役割を担ってきたのが農村工業化政策である。なかでも、地方の農村地域における農業と工業の均衡ある発展を目的として1971年（昭和46年）に施行された「農村地域工業等導入促進法」（農工法）に基づく農村工業化政策（農工制度）は、2008年までに750市町村（全国市区町村の42%）が導入し、同制度を利用する企業数は8,200社に及んだ。しかし近年、新規導入件数が少なくなっていること等を踏まえて農工法は2017年に改正され、従来の工業を中心とした支援措置を今後は他のサービス業にまで拡大させることとなった。

* 上智大学 経済学部 経済学科
連絡先 E-mail : kurata@sophia.ac.jp

残念ながら農工制度が地方経済に与えた影響については管見の限り先行研究が存在せず、今次の農工法改正によってどのような影響が期待されるかは「科学的根拠に基づく政策形成 (EBPM: Evidence-Based Policy Making)」の観点からは不透明と言える。そこで本研究では、農工制度を利用する全国の企業レベルの個票データ (2014年3月時点) を用いて、同企業の雇用者数がどのような要因と関連していたか、また業種別で雇用吸収力にどれ程の違いがあるのかについて分析を行った。他の諸要因をコントロールした回帰分析の結果、特に雇用吸収力の高い業種は機械器具製造業であるのに対して、道路貨物運送業や卸売・小売業などの非製造業の雇用者数は相対的に低いことが確認された。

以下、Ⅱ節にて農工法の概要を、Ⅲ節で分析方法とデータをそれぞれ説明した上で、Ⅳ節及びⅤ節にて記述統計と回帰分析の結果を示し、Ⅵ節で結論を述べる。

Ⅱ 農村地域工業等導入促進法の概要²⁾

「農村地域工業等導入促進法」(農工法)は、地方の農村地域における農業と工業の均衡ある発展と円滑な雇用構造の高度化を目的として1971年(昭和46年)に施行された³⁾。この背景には、戦後の高度経済成長の過程で農家・非農家間の所得格差が問題となる中で、農村地域への工業の導入によって離農者の就業機会を確保しつつ、農業の担い手に農地を集積させることで農業生産性を高めたいという狙いがあった。

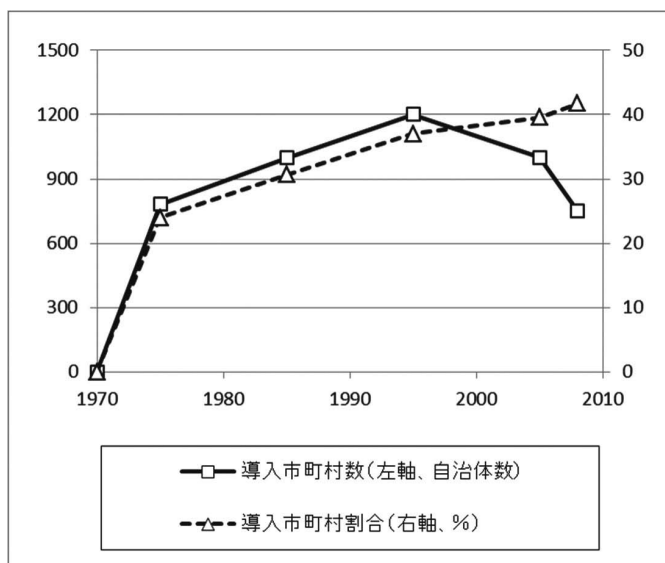
この農工制度の対象となる地域は主に、農業振興地域の整備に関する法律で定められた「農業振興地域」、山村振興法で定められた「振興山村」、また過疎地域自立促進特別措置法で定められた「過疎地域」とされており、三大都市圏の市町村及び人口20万人以上の市は基本的に対象外とされた⁴⁾。対象地域の都道府県は、導入すべき工業の業種や農業構造の改善に関する目標などを含めた「基本計画」を定めることができる。さらに都道府県または市町村が作成する「実施計画」の中で、より具体的な計画と工業等導入地区(「農工団地」)が定められ、その工場用地や共同流通業務施設、道路、工業用水道及び通信運輸施設の整備などが行われる。

また農工制度の対象業種としては、労働力と用地の確保等の観点で農村地域に立地する誘因を持ち、かつ労働集約性が高い業種として①工業(製造業)、②道路貨物運送業、③倉庫業、④梱包業、⑤卸売業の5業種が指定された。これらの業種の事業者が農工団地を利用する場合、地方税の課税免除や日本政策金融公庫による低利子融資、さらには様々な職業紹介(自治体による雇用情報の提供や職業訓練、職業転換給付金の支給など)の支援を得ることができる。さらに個人が農工団地に農用地を譲渡する場合、農地法の転用許可基準を引き下げるなど農地転用に係る配慮がなされる上、その譲渡に関する所得税の軽減が認められる。

以上の支援措置を踏まえて、実際に農工制度を導入した自治体は1971年から2008年までに750市町村(全国市区町村の42%)に達した(図1、なお90年代以降の導入市町村数の減少は「平成の大合併」の影響であり、農工制度の撤廃によるものではない)。同制度下で操業する企業数は2008年において8,200社、またその総雇用者数は60万人に及ぶ(図2)。しかし農工制度における企業への地方税の課税免除等の税制特例措置が廃止された2005年以降、新規に市町村が農工制度を導入するケースは年に3件以下に留まり頭打ちの状態にあった。2009年に農林水産省が実施した地方自治体アンケート調査によれば、地方税免除等の企業にとってのメリットが少なくなったことに加え、農工制度の対象が上記の5業種に限定されていることが更なる導入や農工団地拡張の阻害要因となっていることが指摘されている。

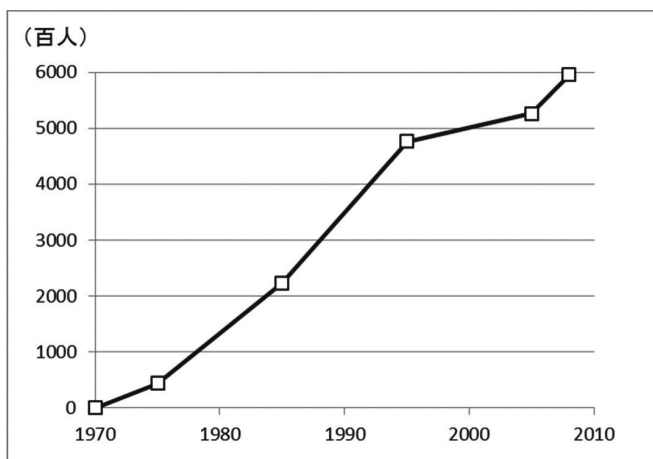
この状況を踏まえて農林水産省は「農村における就業機会の拡大に関する検討会」を2015年3月に設置し、同制度の今後の活用に関して有識者を含めた議論を開始した。この結果として、2017年6月に農工法を改訂した「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」(農村産業法)が制定され(同年7月施行)、従来の5業種に限らず他のサービス業などニーズの高い業種にも支援対象が拡大されることとなった。

以上のように農工法は、その施行から47年にわたり地方経済への工業導入及びその活性化に一定の影響を与えたと考えられる一方、管見の限りその定量的な政策評価はこれまで行われてこなかった。例えば、農工制度下でどのような業種の導入が雇用創出に大きく貢献したのか、またその影響は各地域でどれほど異なるのか等は未だ明らかにされていない。農工制度の研究が不足している大きな理由のひとつとして、農工制度に関する市町村や企業レベルのデータが公表されていなかったことが挙げられる。次節で説明するように、本研究では農工制度に関する企業レベルの個票データを使用した分析を行う。



出所：農林水産省「農村における就業機会の拡大に関する検討会」資料に基づき筆者作成

図1 農工制度の導入市町村数の推移（1970～2008年）



出所：農林水産省「農村における就業機会の拡大に関する検討会」に基づき筆者作成

図2 農工制度を利用する企業の雇用者数の推移（1970～2010年）

Ⅲ 分析方法とデータ

本稿では、農工制度を利用する企業の雇用者数がどのような要因に関連しているかを企業レベルのクロスセクション・データを用いて明らかにする。上述の通り農工法が2017年から農村産業法に改訂され対象業種が拡大されたことを踏まえて、特に本稿では他の要因をコントロールした場合に業種別で雇用者数がどれほど異なるのかに焦点を当てて分析を行う。これにより、従来の5業種の雇用状況を明らかにすると共に、今後の農村産業法の政策評価を行う上でのベースライン（政策介入前）の状況を把握することが可能となるためである。

具体的には次式で示されるモデルを考える。

$$y_{ijk} = \alpha + \beta X_{ijk} + \gamma Z_{jk} + \delta W_k + \varepsilon_{ijk}$$

ここで、 y_{ijk} は地域 k の工業団地 j における企業 i の雇用者数、 X 、 Z 、 W はそれぞれ企業レベル、団地レベル、地域レベルの属性を示すベクトル、 α 、 β 、 γ 、 δ は推定される定数項及び各種レベルの属性に関するパラメータである。推定方法は最小二乗法に加え、後述するように雇用者数が0の個人事業が一定程度（6.7%）存在するため、下限からの打ち切りデータに対応するトールビット・モデルも採用する。

使用するデータは主に、①企業レベルと団地レベルの情報を含む農工制度関連データと、②市区町村レベルの情報を含むデータの二つに大別される。まず前者に関して、農工制度の主管である農林水産省はこれまで「農村地域工業等導入地区管理基本調査」を定期的実施してきたが、自治体による新規導入がほとんど無くなっていた2009年以降は一時的に中断していた。その後、2014年に再び調査が実施され（調査内容は2014年3月末時点の状況）、現時点ではこれが最新の情報となっている。本研究ではこの調査の企業レベルの個票データを用いて分析を行う⁵⁾。同データから、全国の農工団地で操業している各企業の雇用者数を被説明変数として、またその業種、農工団地での立地年、また工場用地等面積を説明変数（ X ）として用いる⁶⁾。さらに農工団地の規模が個別企業の雇用者数に影響している可能性もあることから、各団地の総工場用地等面積と操業企業数を説明変数（ Z ）に含める。

また第二の市区町村レベルの情報には、2015年国勢調査のデータを利用する。推計においては、市区町村の面積、人口、生産年齢人口割合を主たる説明変数としつつ（ W ）、都道府県ダミーを含めることで諸条件の違い（条例の違いなど）をコントロールした。

Ⅳ 記述統計

本節では被説明変数となる企業の雇用者数を中心に記述統計を概観する。まず雇用者数の階級別に企業の分布を見たものが表1である。被雇用者のいない個人事業が6.7%と少なくない上に、50人未満の企業が全体（8,379社）の7割を占めており、農工制度の主な利用企業が零細ないし小規模であることが確認できる。

次に産業分類別に企業数と雇用者数を比較したのが表2である⁷⁾。農工制度を利用している企業が多い業種は、製造業では金属製品製造業（11.8%）、一般機械器具製造業（8.6%）、食料品製造業（7.2%）などであり、非製造業では卸売・小売業（8.4%）や道路貨物運送業（6.1%）が多い。他方で農工法の支援対象5業種に含まれる倉庫業及び梱包業の数は少なく、両者合わせて1.3%に過ぎない。次に雇用者数については、特に電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、輸送用機械器具の製造業4業種が平均値と中央値のいずれも高い。企業数が多い金属製品製造業や卸売・小売業、道路貨物運送業では雇用者の中央値が10人から25人程度となっており、相対的に規模が小さい傾向にあると言える。

表1 雇用者数の階級別企業数

階級(雇用者数)	企業数	相対 度数(%)	累積相対 度数(%)
0人	557	6.7	6.65
1人以上5人未満	782	9.3	15.98
5人以上10人未満	1,018	12.2	28.13
10人以上20人未満	1,350	16.1	44.24
20人以上50人未満	2,093	25.0	69.22
50人以上100人未満	1,198	14.3	83.52
100人以上200人未満	765	9.1	92.65
200人以上500人未満	448	5.4	97.99
500人以上1000人未満	123	1.5	99.46
1000人以上	45	0.5	100
全体	8,379	100.0	

出所：筆者作成。

表2 産業分類別の企業数及び雇用者数

産業分類	企業数		雇用者数		
	総数	%	平均値	中央値	標準偏差
製造業					
食料品製造業	607	7.2	93.1	40.0	153.3
飲料・飼料・たばこ製造業	86	1.0	53.1	23.0	74.8
繊維工業	111	1.3	67.6	35.0	165.2
衣服・その他の繊維製品製造業	73	0.9	54.3	25.0	62.1
木材・木製品製造業	225	2.7	23.0	11.0	31.7
家具・装備品製造業	100	1.2	29.6	10.0	63.7
パルプ・紙・紙加工製造業	138	1.6	54.9	35.0	69.9
印刷・同関連製造	111	1.3	67.5	34.0	120.5
化学工業	249	3.0	75.6	35.0	128.0
石油製品・石炭製品製造業	25	0.3	12.2	9.0	13.1
プラスチック製品製造業	424	5.1	62.7	36.0	79.3
ゴム製品製造業	82	1.0	117.7	47.5	264.5
なめし革・同製品・毛皮製造業	13	0.2	49.2	36.0	37.2
窯業・土石製品製造業	274	3.3	33.3	13.0	68.0
鉄鋼業	139	1.7	32.5	11.0	60.1
非鉄金属製造業	126	1.5	67.6	36.5	91.1
金属製品製造業	988	11.8	45.0	20.0	93.8
一般機械器具製造業	717	8.6	72.0	29.0	139.3
電気機械器具製造業	207	2.5	147.6	67.0	275.9
情報通信機械器具製造	99	1.2	192.2	86.0	377.3
電子部品・デバイス製造業	489	5.8	181.9	65.0	359.9
輸送用機械器具製造業	450	5.4	191.8	69.5	523.1
精密機械器具製造業	112	1.3	124.0	39.0	242.7
その他の製造業	274	3.3	60.3	24.0	108.1
非製造業					
建設業	334	4.0	23.0	7.0	96.5
電気・ガス業	61	0.7	12.0	6.0	16.2
道路貨物運送業	507	6.1	38.0	25.0	41.7
倉庫業	93	1.1	24.9	15.0	30.0
こん包業(運輸付帯サービス業)	20	0.2	153.8	44.0	460.7
卸売・小売業	707	8.4	27.8	10.0	70.9
廃棄物処理業	70	0.8	18.1	13.0	17.1
自動車整備業	86	1.0	12.7	6.0	19.0
その他	382	4.6	35.3	9.0	80.2
全産業	8379	100.0	70.9	24.0	195.6

出所：筆者作成。

さらに表3では、都道府県別の企業数と雇用者数を比較した。農工制度を利用している企業数が多いのは新潟県(10.1%)、北海道(8.4%)、山形県(7.4%)、長野県(5.6%)、福島県(4.8%)、岩手県(4.6%)などであり、東日本の方が多い傾向にある。他方で平均雇用者数については東西の違いは明確でなく、中央値で見ると愛知県(127人)を筆頭に岐阜県及び大分県(ともに61人)、山梨県(60人)、三重県(54人)、徳島県(53人)が高い値を示している。また企業数が2番目に多い北海道の雇用者数は平均値と中央値ともに全国で最低である。

表3 都道府県別の企業数及び雇用者数

都道府県	企業数		雇用者数		
	総数	%	平均値	中央値	標準偏差
北海道	702	8.4	21.6	7.0	70.1
青森県	193	2.3	71.4	20.0	230.3
岩手県	389	4.6	68.7	28.0	186.9
宮城県	230	2.7	93.0	34.0	171.7
秋田県	198	2.4	88.1	34.0	181.0
山形県	622	7.4	63.7	21.0	147.2
福島県	405	4.8	68.4	26.0	160.2
茨城県	240	2.9	53.9	23.0	86.2
栃木県	167	2.0	63.5	35.0	81.2
群馬県	54	0.6	136.4	39.0	212.8
埼玉県	49	0.6	100.4	50.0	135.4
千葉県	99	1.2	56.1	30.0	97.0
新潟県	843	10.1	47.4	18.0	105.9
富山県	144	1.7	103.1	36.0	188.5
石川県	295	3.5	60.7	26.0	126.7
福井県	109	1.3	134.8	21.0	458.7
山梨県	137	1.6	117.6	60.0	274.6
長野県	467	5.6	54.8	16.0	147.6
岐阜県	203	2.4	99.5	61.0	126.6
静岡県	264	3.2	85.5	27.5	153.8
愛知県	7	0.1	147.0	127.0	149.3
三重県	191	2.3	145.4	54.0	495.7
滋賀県	41	0.5	91.1	39.0	126.1
京都府	27	0.3	71.9	25.0	159.0
兵庫県	137	1.6	54.7	37.0	58.2
和歌山県	57	0.7	53.4	39.0	55.1
鳥取県	122	1.5	47.8	14.0	93.1
島根県	107	1.3	90.6	27.0	305.1
岡山県	256	3.1	85.4	37.5	187.2
広島県	101	1.2	62.8	20.0	175.0
山口県	54	0.6	44.7	20.5	62.3
徳島県	31	0.4	79.9	53.0	75.6
香川県	131	1.6	81.4	26.0	137.7
愛媛県	61	0.7	77.1	31.0	102.4
高知県	99	1.2	27.7	11.0	44.3
福岡県	300	3.6	92.8	29.5	397.0
佐賀県	162	1.9	98.0	37.5	204.8
長崎県	143	1.7	76.4	22.0	267.1
熊本県	221	2.6	102.9	31.0	278.9
大分県	84	1.0	143.0	61.0	288.8
宮崎県	124	1.5	60.4	25.0	144.6
鹿児島県	113	1.3	89.8	26.0	211.8
全国	8379	100.0	70.9	24.0	195.6

出所：筆者作成。

最後に、回帰分析に用いる変数の記述統計を企業、農工団地、地区町村の各レベルでまとめたものが表4である。企業の工場用地等面積の中央値は8.5平方kmであるが、極めて小さな工場も含まれている。また操業年数についても創業間もない企業が存在する。工業団地の規模は、面積では0.6平方kmから約1900平方km、企業数では1社から140社と、ばらつきが大きいことが確認できる。

表4 回帰分析に用いる変数の記述統計

レベル	変数	平均値	中央値	最低値	最高値	標準偏差
企業	雇用者数(人)	70.9	24.0	0.00	6568.0	195.6
	工場用地等面積(平方km)	21.1	8.5	0.01	1637.2	48.9
	操業年数(年)	23.0	24.0	0.00	45.0	11.0
農工団地	総工場用地等面積(平方km)	238.6	145.3	0.64	1889.7	282.2
	操業企業数(社)	17.4	12.0	1.00	109.0	18.3
市区町村	面積(平方km)	391.5	284.1	12.9	2,177.1	324.6
	総人口(人)	91,020	47,992	823	1,194,034	140,573
	生産年齢人口割合	0.567	0.569	0.365	0.760	0.033

出所：筆者作成。

V 回帰分析

回帰分析の結果を表5に示す。同表では最小二乗法(OLS)とトービット・モデル(Tobit)の2種類の推計結果を掲載したが、両者に大きな違いは認められなかった。まず企業レベルの説明変数である工場用地等面積と操業年数については想定通りの正の相関関係が確認された。他方で、団地レベルの変数である総面積の係数は軽微な負の値を示し(100平方km当り約2人分の減少)、また企業数の係数も正ではあるが統計的に有意ではない。つまり農工団地の規模そのものと雇用者数の間に正の相関は確認されなかった。また市区町村レベルでは面積や人口の影響は軽微である一方、生産年齢人口割合と雇用者数は大きな正の相関関係にある。この背景には、多くの雇用者を必要とする企業ほど生産年齢人口割合の高い市区町村の農工団地を優先的に選んで立地している可能性も考えられる。

さらに業種ダミー及び都道府県ダミー変数の係数を示したものが表6である。ここではどちらのダミー変数においても企業数が最も多かった金属製品製造業と新潟県をベースカテゴリとし、それを基準とした係数の比較を行っている。まず業種ダミーについては梱包業が高い正の値を示しているが、上述の通りこの企業数は極めて少なく統計的に有意な結果は得られていない。雇用者数と統計的に有意かつ高い正の相関関係をもつ業種としては、記述統計でも指摘した電子部品・デバイス、精密機械器具、輸送用機械器具、電気機械器具に加えて、情報通信機械器具の製造業が挙げられる。これら業種はベースカテゴリの金属製品製造業よりも平均的に60人から90人ほど雇用者が多い。同業種に比較すると、企業数が多かった道路貨物運送業や卸売・小売業などの非製造業の雇用者数は相対的に低いと言える。

次いで都道府県ダミーに関しては、多くの都道府県がベースカテゴリの新潟県と統計的に有意差のない状況が確認された。雇用者数と比較的高い正の相関を示しているのは福井県、群馬県、島根県である。他方で栃木県、滋賀県、愛知県は新潟県に比べて有意に低い係数を示している。

表5 雇用者数の推定結果

	OLS	Tobit
企業レベル		
工場用地等面積	2.485*** (0.350)	2.505*** (0.350)
操業年数	0.838*** (0.183)	0.950*** (0.189)
団地レベル		
総工場用地等面積	-0.0218* (0.0103)	-0.0237* (0.0108)
操業企業数	0.171 (0.254)	0.146 (0.259)
市区町村レベル		
面積	-0.000455 (0.00462)	0.00192 (0.00498)
総人口	-0.0185 (0.0105)	-0.0258* (0.0116)
生産年齢人口割合	262.2*** (76.05)	288.9*** (79.41)
業種ダミー	有り	有り
都道府県ダミー	有り	有り
サンプルサイズ	8379	8379
自由度調整済み決定係数	0.436	—

注：カッコ内は White のロバスト標準誤差。Tobit の係数は限界効果を示す。統計的有意水準は 5% (*)、1% (**)、0.1% (***)。

表6 雇用者数に対する業種ダミー及び都道府県ダミー変数のOLS係数

業種ダミー 変数	OLS係数	都道府県 ダミー変数	OLS係数
こん包業(運輸付帯サービス業)	113.6	福井県	56.2
電子部品・デバイス製造業	93.7 ***	群馬県	36.8
情報通信機械器具製造	87.3 **	島根県	33.2
精密機械器具製造業	74.0 ***	三重県	23.0
輸送用機械器具製造業	65.2 ***	鹿児島県	22.4
電気機械器具製造業	63.8 ***	徳島県	18.2
食料品製造業	43.6 ***	愛媛県	16.6
ゴム製品製造業	35.2 *	香川県	15.2
印刷・同関連製造	23.0 **	福岡県	14.8
衣服・その他の繊維製品製造業	18.9 *	京都府	13.8
なめし革・同製品・毛皮製造業	17.4	岡山県	13.4
道路貨物運送業	15.4 ***	長崎県	13.3
一般機械器具製造業	15.3 **	秋田県	8.9
建設業	12.5 *	富山県	7.3
繊維工業	8.6	岐阜県	5.0
非鉄金属製造業	7.6	山梨県	3.7
卸売・小売業	6.5	青森県	1.9
廃棄物処理業	6.1	山形県	0.9
その他	5.7	新潟県 ※ベース	0.0
その他の製造業	5.5	佐賀県	-1.2
プラスチック製品製造業	4.7	長野県	-1.4
金属製品製造業 ※ベース	0.0	宮崎県	-1.5
自動車整備業	-3.2	広島県	-2.1
パルプ・紙・紙加工製造業	-3.8	熊本県	-4.0
鉄鋼業	-6.5	埼玉県	-4.0
石油製品・石炭製品製造業	-6.9	石川県	-6.4
家具・装備品製造業	-9.7	高知県	-7.1
木材・木製品製造業	14.2 ***	岩手県	-8.1
倉庫業	17.3 **	鳥取県	-10.0
電気・ガス業	21.6	静岡県	-10.0
飲料・飼料・たばこ製造業	23.1	山口県	-10.6
化学工業	32.9 *	兵庫県	-12.9
窯業・土石製品製造業	43.7 ***	宮城県	-13.5
		北海道	-15.1 **
		茨城県	-16.5 *
		千葉県	-19.8 *
		福島県	-22.6 **
		和歌山県	-23.6 *
		大分県	-23.7
		栃木県	-37.9 ***
		滋賀県	-46.1 *
		愛知県	-99.6 *

注：統計的有意水準は5% (*)、1% (**)、0.1% (***) をそれぞれ示す。

VI 結 論

本稿では、1971年に施行され2017年まで続いた農村地域工業等導入促進法（農工法）に着目し、同制度を利用する企業の雇用者数がどのような要因と関連していたかを2014年における全国の企業レベルのクロスセクション・データを用いて分析した。特に、農工法が2017年から農村産業法に改訂され、その支援対象業種が従来の5業種（製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業）からより広いサービス業等にまで拡大されたことを踏まえて、業種別の雇用吸収力の違いに焦点を当てた分析を行った。

他の要因をコントロールした回帰分析の結果、農工制度を利用する企業の雇用者数と統計的に有意かつ高い正の相関関係をもつ業種は、特に電子部品・デバイス、情報通信機械器具、精密機械器具、輸送用機械器具、電気機械器具の製造業であった。これらの業種に比べると、道路貨物運送業や卸売・小売業などの非製造業の雇用者数は相対的に低く、また倉庫業や梱包業は企業数自体が極めて少ないことも確認された。

以上の結果は新たな農村産業法が施行される前のデータに基づくため、同法により支援対象が他のサービス業等に拡大したことで、どれほど地方経済の活性化や雇用創出が促進されるかは判断できない。しかし、これまでの農工制度においては主に機械器具製造業の雇用吸収力が非製造業に比べて高いという結果を踏まえると、新たに支援対象となるサービス業の立地支援を進める一方で、特に機械器具製造業へのサポートの拡充も検討に値すると考えられる。

なお本稿では一次的なアプローチとして、農工制度下の企業の雇用者数に関する記述統計と諸要因との相関関係の整理に注力した。しかし同分析は、例えば空間経済学の先行研究（例えば Fujita et al. 1999、Ellison & Glaeser 1999 など）に沿った観点から農工団地の地理的特性や産業集積の影響なども含めた分析に応用すべきであり、今後の課題としたい。

注

- 1) 同方針において地方創生とは、「少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保すること」と定義されている。
- 2) 本節の内容は主に農林水産省「農村における就業機会の拡大に関する検討会」作成資料に基づく。
http://www.maff.go.jp/nousin/kouryu/syugyo_kikai.html（2018年1月アクセス）。
- 3) 目的に関する条文は次の通り。「この法律は、農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業等との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とする」（第一条）。
- 4) 農工法の人口要件については、原則として人口10万人以下の地域を対象としつつ、例外として人口が10万人～20万人までの地域であっても、人口増加率又は製造業等の就業率が全国平均値より低い場合は対象として認められた。
- 5) 農工制度を管轄する農林水産省農村振興局担当者と協議の上、本研究の承認及び個票の利用許可を得て、情報公開請求制度に基づき個票データを入手している。
- 6) 調査項目には他にも企業名、本社所在地、資本金が含まれていたが、これらは秘匿項目として情報の開示が認められなかった。

- 7) この分類は日本標準産業分類（第 11 回改訂版）に基づく。なお同表には農工法が定める支援業種ではない非対象業種（建設業など）が含まれており、その理由としては企業が両業種を兼業している可能性などが考えられるが明らかではない。

参考文献

- [1] 内閣府（2017 年）「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」、URL：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/h29-06-09-kihonhousin2017hontai.pdf>（2017 年 12 月アクセス）
- [2] 日本創成会議（2014 年）「ストップ少子化・地方元気戦略」、URL：<http://www.policycouncil.jp/pdf/prop03/prop03.pdf>（2017 年 12 月アクセス）。
- [3] 農林水産省（2017 年）「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の概要」。URL：<http://www.maff.go.jp/j/nousin/sinkou/attach/pdf/170301-8.pdf>（2017 年 12 月アクセス）。
- [4] Fujita, M., Krugman, P. R., & Venables, A. J. (1999). *The Spatial Economy : Cities, Regions and International trade* (Vol. 213). Cambridge, MA : MIT press.
- [5] Ellison, G., & Glaeser, E. L. (1999). The geographic concentration of industry : does natural advantage explain agglomeration?. *The American Economic Review*, 89(2), 311-316.

